



安来市犯罪被害者等支援条例の概要

【犯罪被害者とは】

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により、害を被った方及びその家族又はご遺族

《近年発生した社会的影響の大きな犯罪》

- ・京都アニメーション放火殺人事件(R1.7)
- ・大阪府北新地クリニック放火殺人事件(R3.12)
- ・北九州市マクドナルド店内殺人事件(R6.12)

面識のない犯人
生活拠点や日常的な外出先での被害

誰もが犯罪被害者に
なる可能性がある



【犯罪被害者等が直面する二次的被害】

- 心身への負担・・・精神的な不調、後遺症等
- 経済的な負担・・・転職や失職、転居、医療費、裁判費用等
- 精神的な負担・・・無配慮な言動、偏見、誹謗中傷、過剰な取材等
- 時間的な負担・・・事情聴取や裁判等の対応（仕事への影響）
- 再被害への不安、恐怖・・・面識がある、自宅を知られている、逆恨み等

被害者等が平穏な毎日を取り戻すために身近な支援が必要

誰もが犯罪の被害に遭うおそれがある現状において、公的な支援制度がなければ、被害者等がより一層孤立してしまう。

被害者等にとって自治体は最も身近な存在であり二次的被害も含め、公的支援制度を確立する必要がある。

【犯罪被害者等支援条例制定の必要性】

- 犯罪被害者等基本法において「経済的負担の軽減」「精神的被害の回復」等に関し、国、地方公共団体及び関係団体等が途切れることのない支援を実施することとされており、令和3年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」に犯罪被害者等支援条例の制定が盛り込まれたことにより、全国的に条例を制定する気運が高まっている。
- 犯罪被害者等支援は、市、警察、関係機関及び市民を含む地域全体で行うために根拠となるものが必要であり、市民の意見を反映する議会での条例制定の議決が望ましい。

被害者の権利・利益の保証を明記する「犯罪被害者等支援条例」の制定は、犯罪被害者等の「支え」となり「地域住民が安心できる暮らし」につながる。

安来市犯罪被害者等支援条例の骨子（案）

★条例で規定する内容

目的	犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念や、市の責務、その他支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、市民が安心して暮らせる地域社会を実現すること。
定義	(1)犯罪行為 犯罪被害者等支援法に規定される犯罪行為。 (2)犯罪等 犯罪行為と、それに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為。 (3)犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた本人と、その家族や遺族。 (4)市民等 市内在住する者又は市内に在勤・在学の個人と、市内活動団体 (5)事業者 市内において事業活動を行う者。 (6)関係機関等 国、県、警察などの関係機関や、支援を行う民間団体。 (7)二次被害 被害後に、偏見や配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材などにより受ける精神的苦痛や経済的損失などの被害。 (8)再被害 被害者が、同じ加害者から再び受ける被害。
基本理念	犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳を重んじ、被害状況等に応じ適切に行うこと。また、個人情報に配慮し二次被害を防ぐとともに、被害から平穏な生活を取り戻すまで、途切れない支援を実施しなければならない。
市の責務	市は基本理念に基づき、関係機関と連携して犯罪被害者等支援の施策を総合的に推進する。
市民等の役割	市民等は、犯罪被害者等の状況や支援の必要性、市の施策についての理解を深め、犯罪被害者等の孤立や二次被害を防ぐよう十分に配慮し、市が実施する支援施策に協力するよう努めるものとする。
事業者の役割	事業者は、犯罪被害者等の状況や支援の必要性、市の施策に対する理解を深め、事業活動を行う際は、二次被害が生じないよう十分に配慮し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
情報の提供等	市は、犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、直面する様々な問題について必要な情報提供を行い、関係機関等との連絡調整を行う。
見舞金の支給	市は、市内に住所を有している犯罪被害者等に対し、死亡又は傷害を受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、一時金を支給する。 ※見舞金の金額、支給要件等は市長が別に定める。
日常生活の支援	市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を送れるよう、関係機関と連携し、被害状況に応じた生活支援や精神的負担への配慮といった必要な支援を行う
安全の確保	市は、犯罪被害者等の二次被害や再被害を防ぎ安全を確保するため、個人情報の適切な管理をはじめとする必要な支援を行う。
居住の安定	市は、犯罪や二次・再被害により従来の住居に住むことが困難になった被害者等に対し、公営住宅への入居における特別の配慮などの必要な支援を行う。
市民等及び事業者の理解増進	市は、市民や事業者に対し、被害者の置かれた状況や支援の重要性への理解を深めてもらうため、広報及び啓発活動を行う。
意見の反映	市は、支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。
支援対象外の被害者	市は、支援が社会通念上不適切と認められる場合は、支援を行わないことができる。
委任	この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。
施行日	令和9年4月1日とし、施行日の日以後に行われた犯罪等に適用する。

※運用等の詳細は別途、規則等で定める。